

堀之内地域古紙類収集運搬業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という。）が行う堀之内地域の一般家庭（以下「排出者」という。）から集積場所に排出された古紙類の収集運搬について、受注者に収集運搬業務を委託することを目的とする。

2. 業務内容

番 号：令8長廃委第10号

業 務 名：堀之内地域古紙類収集運搬業務委託

履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

履行場所：魚沼市 堀之内 地域

3. 受注者の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条及び第4条の基準を満たす者であること
また、委託業務遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令並びに令和8年度魚沼市一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。

4. 収集先

魚沼市堀之内地域の古紙類集積場所 61箇所

※ 別添の古紙類集積場所位置一覧のとおりとする。

5. 収集見込み量 ※ 見込みのため、確約するものではない。

段ボール 37 t

新聞紙 43 t

その他紙類 53 t

6. 収集区域及び収集日程

当日の事業所出発時間は午前8時とし、効率的かつ迅速に行い、粗漏のないようにし、遅くとも当日午後4時までには全ての収集を終了するものとする。

収集区域	収集日程
魚野地、春日町、学校町、上稲倉、県営関下住宅、下倉、下倉新田、下町一（西楽）、下稲倉、新田、住吉町、関下教員住宅、関下町、田代、田戸、田中沢口、中村、長屋、西栄町、原一、原二、日影、舟山、坊名、堀之内稲荷町、堀之内駅前通（国道沿い）、増沢、明神、吉水、和田原	第1・第3 土曜日
浦之島、大石一、大石二、大石新田、上仲町、河原町、小町、桜又、下町一（西楽除く）、下町二、下島一、下島二、下新田、新道島、立、田川、寺村、徳田、八幡町、堀之内駅前通（堀之内田中町から国道交差点まで）、堀之内田中町、堀之内東町、堀之内本町、堀之内宮原町、本村、前島町、宮原住宅、山ノ手町一、山ノ手町二、竜光一、竜光二、竜光三、和長島	第2・第4 土曜日

7. 運搬先

収集した古紙類は原則として発注者が指定する中間処理業者へ運搬するものとし、搬入にあたっては当該業者の指示に従うこと。

8. 収集運搬の方法

(1) 収集運搬については、古紙類が飛散しないようにすること。

また、収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じること。

(2) 排出者が種類毎に適切に分別し、集積場所に排出した、段ボール、新聞紙及びその他紙類は全て収集するものとする。なお、混載はしないこと。

また、次のような不適切排出がある場合は、別に定める違反シールに違反事項を記入し、貼付し置いてくること。

- ・種類毎に分別されていない
- ・紐で束ねられていない
- ・古紙類以外のものが混入している

9. 安全管理の徹底

(1) 収集運搬作業は必ず運転手及び作業員の2名で行い、ヘルメット、安全ベスト、手袋、長靴を着用し、危険防止に努めること。

(2) 収集運搬にあたっては、交通事故を起こさないように十分安全に配慮すること。

(3) 万が一業務中に事故等発生した場合は、二次災害を防ぐ対策を講じ、速やかに関係各署に通報するとともに、発注者に報告を行うこと。

10. 実績報告

受注者は、収集翌月の5日までに収集月分の一般廃棄物収集状況報告書のほか、発注者が必要に応じ請求した書類を提出するものとする。なお、日報等必要書類は契約期間中保存しておくこと。

11. 支払条件

月払いとし、契約額を12月で除した額を1月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。端数が生じた場合は最初の月に加算する。

12. その他

- (1) 本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合、契約を変更又は解除することがある。
- (2) 災害等非常の場合において、受注者は業務に支障があると認めるときは、発注者と協議するものとする。
- (3) この仕様書に記載のない事項については双方協議の上、定めるものとする。